

伊勢市男女共同参画推進に係る表彰実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、伊勢市男女共同参画推進条例（平成19年伊勢市条例第8号）第14条及び伊勢市男女共同参画推進に係る表彰実施要綱に規定する表彰の手續きについて必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類)

第2条 表彰の対象となるものは、市内に活動の拠点をおく事業者又は団体であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、地方公共団体及び公的機関は除く。

(A) 女性の活躍推進「きらり」賞

女性の能力活用や職域拡大のため、人材の登用等を通じ積極的に女性の社会参画に取り組んでいる団体又は個人

(B) 仕事と生活の調和实践賞

男女が家庭生活とこれ以外の職業生活、地域生活その他の生活との両立ができる環境整備を実践している団体又は個人

(C) 特別賞

(A)、(B)の応募者のうち受賞とはならないが、男女共同参画の気運醸成や環境づくりに積極的に取り組んでいる団体又は個人

(応募用紙の記載事項)

第3条 伊勢市男女共同参画推進に係る表彰実施要綱に規定する応募用紙には、所定の事項のほか下記の事項への取り組み状況と実績を記載しなければならない。また、あわせて、取組状況表（様式1、様式1-2又は様式1-3）を提出しなければならない。

(1) 女性の活躍推進「きらり」賞の応募対象者

- ①女性の能力活用
- ②女性の職域拡大

(2) 仕事と生活の調和实践賞の応募対象者

- ①ワークライフバランス
- ②良好な職場環境

(募集)

第4条 被表彰者の募集は、広報いせ及び市ホームページによるほか対象となる団体又は個人に向けた周知を行う。（募集対象は(A)賞、(B)賞のみとする。）

(審査の方法)

第5条 表彰者の選考は選考委員会で行うものとする。

- (1) 選考委員会は、伊勢市男女共同参画審議会委員及び同審議会が指名する者5名以内で組織する。
- (2) 選考委員は、取組状況表の取組項目について、市が定める基準以上であることを審査し選考する。
- (3) 特別賞については、選考委員が(A)、(B)の応募者のうち受賞とはならないが、男女共同参画の気運醸成や環境づくりに積極的に取り組んでいる団体又は個人を審査し選考できるものとする。

(表彰の時期)

第6条 市長は、男女共同参画啓発事業等において、被表彰者に賞状を授与するほか、広報いせ、市ホームページなどにより、周知するものとする。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月29日から施行する。

この要領は、平成29年6月5日から施行する。

この要領は、平成30年5月31日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。